

随意契約（相手方指定）調書

件 名	町屋実揚町会代替地埋蔵文化財発掘本調査業務委託 （分析整理業務その2）	No.5200493
工（納）期	令和 9年 3月26日	
契約締結日	令和 8年 6月25日	
契約金額	10,494,000円（消費税込み）	

契約相手方	トキオ文化財株式会社 (法人番号：1012401032545)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	町屋実揚町会代替地埋蔵文化財発掘本調査業務委託（分析整理業務その２）
指名業者 （案）	名 称 トキオ文化財株式会社 代表者 代表取締役 谷本 喬 所在地 東京都多摩市一ノ宮三丁目１番地３
特命理由	本件は、令和６年度及び７年度に実施した「町屋実揚町会代替地埋蔵文化財調査業務委託」において発掘・洗浄・整理の作業がなされた出土遺物について、文化財保護法に基づく記録保存までの業務について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、今回の埋蔵文化財の包蔵地である町屋四丁目実揚遺跡におけるほぼ全ての発掘調査を実施しており、当該遺跡の状況について熟知している。 本件業務の実施にあたっては、文化庁より、発掘に関する一連の調査業務の全工程を同一の調査主体が実施することが望ましいと通知を受けており、本件は令和６年度及び７年度に発掘された遺物等の詳細な調査・分析・整理を行うものであるため、上記業者が受託することにより、迅速な業務履行が期待できる。 ② また、主管課において、令和７年度の履行評価を行ったところ、履行状況は良好であり、実績も多数有していることから、確実な業務履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）